

府障教ニュース号外

府障教専門部交渉

- 実習教員の病休代替について：「40時間配置もありえる」
- 464名もの定数内講師について：「正規教員を採用していく必要がある」
- 学校訪問について：「学校に課題の押しつけ、授業の公開を一方向的に求めない」
- 栄養職員の妊娠にともなう体育実技軽減について：「労働実態の把握をおこなう」

府障教は7月26日、各専門部代表の出席のもと、府教委と専門部交渉をおこないました。府教委からは、高等学校課、支援教育課、保健体育課、教職員人事課、教職員企画課が交渉に出席しました。主なやりとりを紹介します。

（栄養職員部）

栄養職員の複数配置、臨時的任用の正規化、代替の速やかな配置、学校給食民間委託化の撤回を求めました。府教委は、給食民間委託化について府障教との丁寧な話し合いを約束し、栄養職員の複数配置について支援教育課は、喫食数も増えていることから教職人事課と相談したいとしました。また、臨時的任用の正規化および今年度採用予定数10名の根拠については回答できず、病気休暇等の代替補充が速やかにできていない実態について、「非常に重大な問題だと認識している」としましたが、その解消方策についても回答できず、別途やりとりをすることになりました。

（実習教員部）

病気休暇等における代替の全期間および40時間配置、希望を尊重した人事異動、「総括実習助手」の選考と配置における府教委の考え方の改善などを求めました。府教委は、代替配置について学期間雇用を原則とするが、個々の事情をよく聞いて対応するとし、結果として40時間配置もありえることとしました。人事異動については、「2007年9月の府教委回答事項」を再確認しました。「総括実習助手」の選考等の改善については、府教委の配置数の考え方、それに伴う人事異動など府障教の要求とのへだたりが大きく、引き続きの話し合いを強く求めました。

（臨対部）

府立支援学校の定数内講師464人の正規化への具体的計画、選考における講師経験の正当な評価、非常勤講師や看護師の待遇改善を求めました。府教委は、地公法に明記されている臨時的任用の要件「任用候補者名簿がない場合」について、法が想定している内容を回答できませんでした。また、464名もの定数内臨時的任用について、「正規教員を採用していく必要がある」と回答するのみで、具体的計画については答弁できず、別途やりとりをすることになりました。また、看護師の欠員について府障教が構造的な問題を指摘し、それについて支援教育課は、どのようにしていくかは課内で相談するとしました。

（青年部）

初任者研修、フォローアップ研修、「教育力向上プラン」に基づく「学校訪問」について、その撤回と改善を求め、人事異動に関して新規採用者「最長6年」規定の撤回を求めました。フォローアップ研修については悉皆の研修ではないとし、参加強制の実態に関する府障教の指摘について、「現実にはそういうことがあるのは残念に思っている」としました。「学校訪問」については、府教委が学校に課題を押しつけたたり、決めつけたりして訪問することはない、学校訪問を理由に授業の公開を一方向的に求めないなどを確認しました。人事異

動については、「同一校内における在職年数の延長を図る」等とする国の審議経過を踏まえた論議を府教委がおこなっていない事が明らかになり、それを踏まえた検討を強く求めました。

（女性部）

保育特休廃止の撤回と、体育実技軽減の18時間制度化とすべての教職員を対象にした制度へ改善を求めました。保育特休廃止の撤回については、勤務時間の弾力的運用が必要な職員に対して、新たに早出、遅出勤務制度導入を考えており、細部については府障教と協議するとしました。体育実技軽減をすべての教職員を対象とした制度にすることについては、栄養教諭・職員の労働実態把握をおこなうことを約束しました。

（養護教員部）

臨時的任用の正規化と、4月に設置された「分校」への複数配置を求めました。府教委は府立障害児学校で養護助教諭（定数内の臨時的任用）が9名であるとし、その解消のためには採用を増やすことが必要だとしましたが、どのような計画で採用を増やしていくのかについては答弁できず、改めてやりとりすることになりました。また、「分校」への複数配置については、「法令では、高等部の分校に配置されない養護教諭についても生徒数などを考慮し配置した」とし、実態に合わないことをわめて不十分な回答に終始しました。

（寄宿舎教員部）

採用選考試験の再開と、再任用における短時間勤務の導入を求めました。府教委は、寄宿舎教員の臨時的任用数と正規任用数が逆転する認識を示しながら、採用選考の再開には言及せず、また、夜間時の勤務体系や業務内容を理由に再任用はフルタイムでの運用とするにとどまりました。

（技術職員部）

厨房の改修と衛生管理基準に照らした実態把握を求めました。府教委は、厨房の実態について現在、整理をしている途上であり、ま

（乗務員部）

民間委託化の撤回等を求めました。府教委は、民間委託化について乗務員の退職にともない順次すめるとし、通学バスの円滑かつ安全な運行に努めるとしました。また、民間委託化にともなう「激変緩和措置」については、府障教との確認事項の通りとしました。

（事務職員部）

大規模校への加配や、定数改善を求めました。府教委は、標準法に基づく配置を基本として、学校の実情も考慮しながら配置をおこなっているとしましたが、加配等は困難であるとの見解を示しました。